

## 契約保証に関する説明事項

### 1. 契約保証について

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額を納付すること。

契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

この場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。

- (1) 無記名の国債又は地方債
- (2) 銀行その他市長が確実と認める金融機関の保証
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

### 2. 契約保証金の納付の免除について

下記のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### 3. 落札時の届出書の提出について

落札候補者は、契約時まで「契約保証に関する届出書（様式1）」に契約保証の方法を記載のうえ提出すること。

### 4. 契約締結にあたっての取り扱いについて

契約保証の必要な場合において、契約履行保証の措置を取らなければならない。なお、落札決定後速やかに契約書と保証証書等を提出できるよう、金融機関、保証会社及び保険会社等に、円滑に保証証書等を発行してもらえる手配をすること。

#### (1) 契約保証金を金銭で納入する場合

- ① 契約保証金の納入通知書の発行を受け、加茂市市指定金融機関・加茂市収納代理金融機関・加茂市役所のいずれかに納付すること。
- ② 納付後は、当該金融機関の収納印のある領収書の写しを「契約保証金納付届（様式2）」に貼付のうえ、工事請負契約書とともに提出すること。

#### (2) 金融機関等の保証による場合

- ① 金融機関等が発行する保証書を工事請負契約書とともに提出すること。
- ② 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- ③ 保証期間は、工期を含むものとする。

④保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間の末日の翌日から起算して6ヶ月以上確保されていること。

(3) 保証事業会社の保証による場合

①保証事業会社が発行する保証証書を工事請負契約書とともに提出すること。

保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

②保証期間は、工期を含むものとする。

③保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間の末日の翌日から起算して6ヶ月以上確保されていること。

(4) 公共工事履行保証証券の保証による場合

①保険会社が発行する公共事業履行保証証券の保証に係る証券を工事請負契約書とともに提出すること。

②保証期間は、工期を含むものとする。

③保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間の末日の翌日から起算して6ヶ月以上確保されていること。(公共工事前払金保証契約基本約款の保証責任期間を参照)

(5) 履行保証保険契約の締結による場合

①保険会社が発行する履行保証保険の保証証券を工事請負契約書とともに提出すること。

②保証期間は、工期を含むものとする。

③保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間の末日の翌日から起算して6ヶ月以上確保されていること。(特約条項による瑕疵保証期間等の利用)

④履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

5. 契約解除時の契約保証金の取扱いについて

請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、上記により納付された契約保証金又は保証により支払われた保証金等は加茂市に帰属するものとする。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

6. 工事完成時並びに請負代金額の変更等の場合の取扱いについて

別途指示により契約保証金の返還又は契約保証金の変更等の処理を行うこと。

7. 契約保証金の免除について

財務規則第144条において契約保証金の全部又は一部を免除することができる場合が定められているが、建設工事の契約保証金の免除等については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 契約保証金免除の取扱い

①契約保証金免除に係る取扱いは、下記4、5及び6によるものとする。ただし財務規則第144条第4項第1号又は第2号により履行保証保険契約に係る保険証書を発注者に寄託し若しくは差し入れた場合はこの規定にかかわらず免除できるものとする。

②契約人が契約を履行しないときは、納付を免除した金額に相当する金額を徴収するものとする。

③契約保証金は、納付を原則とし、納付の免除はその例外規定であることから、納付された契約保証金を返還した上で、免除規定により免除することは認められないものであること。

(2) 財務規則第 144 条第 4 項第 3 号に係る用語の定義等

①財務規則第 143 条第 3 号で規定する用語の定義については、以下のとおりとする。

ア「過去 2 年間」とは、対象案件の契約日を基準とし、契約日から過去 2 年以内に契約終了日が含まれていることとする。変更により契約終了日が延長した場合は、変更後の契約終了日とする。

イ「国又は地方公共団体」には、国及び地方公共団体の公社・公団及び独立行政法人並びに地方独立行政法人等は含まれない。

ウ「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは選定した工種が同一とし、契約金額（変更後の金額）の 70%を下限とする。

②実績を確認する方法は、契約書等の写しの添付を持って確認する。